

## 輸血拒否に対する当院の基本方針について

西脇市立西脇病院では、【相対的無輸血】の方針に基づき、宗教上の理由等による輸血拒否に対しては、以下のように対応をいたしますので、何卒ご理解ご協力のほどお願い申し上げます。

宗教上の理由等により輸血を拒否する患者さんに対し、患者さんの意思を尊重し、可能な限り無輸血治療に努力いたしますが、輸血以外に救命手段がない事態に至った場合には輸血を行う【相対的無輸血】治療を実施いたします。この場合、輸血の同意・署名が得られなくても、意識の有無、年齢に関わらず輸血を実施させていただきます。

相対的無輸血についての当院の方針を十分説明し、患者さんの自己決定を尊重します。  
【絶対的無輸血】を希望される場合には、対応できる他の医療機関への転院をお勧めします。

救急搬送された場合や、院内での予期しない急変の場合など、時間的余裕がなく絶対的無輸血に対応する医療機関への転送が不可能で、輸血が救命に必要な時には、当院の【相対的無輸血】の方針に基づき輸血を実施させていただきます。

絶対的無輸血の行使に必要な「免責証書」の発行および「署名」はいたしません。

### 【相対的無輸血】

患者さんの意思を尊重して可能な限り無輸血治療に努力するが、「輸血以外に救命手段がない」事態に至った時には輸血をするという立場・考え方。

### 【絶対的無輸血】

患者さんの意思を尊重し、たとえいかなる事態になっても輸血をしないという立場・考え方。

平成 30 年 2 月  
西脇市立西脇病院